

住宅ローン

(新型保証人付住宅ローンB型)

2022年4月1日現在

1. 商品名	新型保証人付住宅ローンB型
2. ご利用いただける方	<p>当金庫の営業地域内に居住あるいは勤務（営業）し、「日本国籍を有する者」、または在留資格が「永住者」「特別永住者」である方で、以下の条件を全て満たす方</p> <p>① 申込時および実行時年齢が満 18 歳以上満 65 歳以下で、最終返済時の年齢が満 75 歳未満の方</p> <p>② 現在のお勤め先に 2 年以上勤務している勤労者（法人役員・自営業者・親族が経営する法人等の勤務者は除く）</p> <p>③ 安定継続した収入があり、かつ前年の年収が 200 万円以上ある方</p> <p>④ 原則、当金庫で給与振込を指定している方（全額振込で月 10 万円以上）</p> <p>※ 勤務先の都合等で給与振込できない方でもお申込みいただくことが可能な場合もございます。詳細は当金庫の本支店窓口でお尋ねください。</p> <p>⑤ 原則、団体信用生命保険に加入できる方</p> <p>⑥ 個人信用情報センターへの事故情報照会で事故がない方</p> <p>⑦ 税金の滞納がない方</p> <p>⑧ 反社会的勢力に該当しない方</p>
3. お使いみち	<p>お申込人本人が居住する居住用不動産の次の資金</p> <p>① 土地および住宅の購入資金</p> <p>② 住宅の新築および増改築資金</p> <p>③ 諸費用（火災保険料、登記費用、印紙代）</p> <p>④ 他の消費性資金の決済資金（①～③の合計金額の 10%を上限）</p>
4. ご融資形式	証書貸付
5. ご融資金額	10 万円以上 2,500 万円以内（1 万円単位）
6. ご契約期間	1 年以上 30 年以内
7. ご融資利率	<p>固定金利型、変動金利型のいずれかを選択し、当金庫所定の利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利型は、当金庫が定める住宅ローン短期基準金利を基準に毎月見直し、基準日の翌日以降最初に到来する約定返済日の翌日から新金利が適用になります。 ・ ご融資利率は、当金庫の本支店窓口でお尋ねいただくか、またはホームページをご覧ください。
8. ご返済方法	<p>毎月元利均等返済または元金均等返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お借入金額の 50%以内につき 6 ヶ月ごとボーナス返済併用も可能です。
9. ご返済額	当金庫の本支店窓口やホームページでご返済額の試算ができます。
10. 年収に対するご返済割合	前年の税込年収に対する年間のご返済額の割合（返済負担比率）は 40%以内とします。本申込み以外に借入がある場合は、それら借入分を含めた返済負担比率となります。
11. 保証人	<p>① 安定継続した収入がある方 1 名を連帯保証人（または連帯債務者）とします。（家族保証可）</p> <p>② 所得合算者および対象物件の共有者は、連帯保証人（または連帯債務者）とします。</p> <p>※ 所得合算者は、お申込人と同居する満 18 歳以上 65 歳未満の配偶者、親または子で安定継続した収入のある方（パートも可）</p>
12. 担保	<p>① ご融資対象の土地と建物には、当金庫が第 1 順位の普通抵当権を設定させていただきます。</p> <p>② ご融資対象の建物については、時価額に応じたご融資期間以上の長期火災保険をかけていただきます。また、保険請求権に質権を設定させていただく場合があります。</p>
13. 団体信用生命保険	<p>① 原則、当金庫指定の団体信用生命保険にご加入していただきます。なお、保険料は当金庫が負担いたします。</p> <p>② ご希望により 3 大疾病保障特約が付加できます。但し、保険料は当金庫所定の利率（年 0.30%）を上乗せし、お客様のご負担とさせていただきます。</p>
14. 手数料	<p>① 住宅ローン取扱手数料 ご融資金額×0.3%×1.1（上限 110,000 円）</p> <p>② 不動産担保設定手数料 33,000 円</p> <p>③ 一部繰上償還手数料 5,500 円</p> <p>④ 全額繰上償還手数料 11,000 円</p>
15. 支払方法	ご融資金は、可能な限りお支払先等へのお振込とさせていただきます。

<p>16. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>< 苦情処理措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9時～17時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 <p>< 紛争解決措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9時～17時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>17. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 審査過程でご提出いただきました書類等をご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ・ 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合があります。 ・ その他の詳細については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせください。